

経 済 産 業 省

2 9 保 電 安 第 3 号
平成 2 9 年 4 月 1 0 日

関係団体 各位

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

一般用太陽電池発電設備のパネル飛散防止に係る周知について

日頃から電力設備の保安にご協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しており、平成 2 7 年 8 月には、台風 1 5 号の風により太陽電池パネル等が発電所構外に飛散した結果、多数の住宅や車両が損壊する被害が発生しました。

自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

同様の被害の再発を防止するためには、台風期前までに、設置者各々の責任において、対策に万全を期すことが必要です。

貴【別添 2 送付先】におかれては、会員や設置者に対し、台風期前までに、太陽電池パネルの飛散防止対策等の必要性について広く周知頂きますよう宜しくお願いいたします。周知にあたっては、必要に応じ、別添資料をご活用下さい。

なお、個別案件でご不明な点等ございましたら、最寄りの産業保安監督部まで御連絡下さい。

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班

電 話 : (03) 3501-1742 (直通) メール : qqnbhj@meti.go.jp

【参考条文等】

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月27日 通商産業省令第52号）

第四条 電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない。

●全国産業保安監督部の電力安全課の連絡先

北海道産業保安監督部 電力安全課

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎6階南

Tel: 011-709-1725（直通）

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎9階

Tel: 022-221-4948（直通）

関東東北産業保安監督部 電力安全課

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館11階

Tel: 048-600-0385～8（直通）

中部近畿産業保安監督部 電力安全課

〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5-2

中部経済産業局総合庁舎3階

Tel: 052-951-2817（直通）

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

〒930-0856

富山県富山市牛島審町11番7号 富山地方合同庁舎3階

Tel: 076-432-5580（直通）

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課

〒540-8535

大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 大阪合同庁舎 1 号館 本館 2 階、3 階
Tel: 06-6966-6056 (直通)

中国四国産業保安監督部 電力安全課
〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 4 階
Tel: 082-224-5742 (直通)

中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課
〒760-8512

香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎 5 階
Tel: 087-811-8588 (直通)

九州産業保安監督部 電力安全課
〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡第 1 合同庁舎 8 階
Tel: 092-482-5519 (直通)

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 4 階
Tel: 098-866-6474 (直通)